

氏 名：大橋 明子  
学位の種類：博士（看護学）  
学位記番号：甲第171号  
学位授与年月日：2019年3月9日  
学位授与の要件：学位規則第4条第1項該当  
論文審査委員：主査 山田 雅子（聖路加国際大学教授）  
副査 萱間 真美（聖路加国際大学教授）  
副査 麻原 きよみ（聖路加国際大学教授）  
副査 前田 正治（福島県立医科大学医学部教授）

論文題目：福島県で東日本大震災の復旧・復興期に支援活動を行う精神保健専門職とのアクションリサーチのプロセス

#### 博士論文審査結果

本研究は、地震・津波・原発事故の被害を受けた福島県民に対する支援活動を長きにわたり行ってきた精神福祉専門職に対するサポートのあり方に示唆を得ることを目的としていた。被災後に福島県の人々が体験している事柄は、神戸の震災で語られた復興・復旧とは様相を異にしている。それは、終焉が見つからない、不透明な状況にいて、曖昧な喪失をし続けているといった特徴を示していた。この研究は、こうした現実のなかで、被災者の心のケアを行い続けている、精神保健専門職（精神科医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士ら専門職）を支えるとはどういうことかを、研究者がかれらとともに模索する経過をアクションリサーチの手法を用いて表現した。

審査では、3年間にわたりこの地で役割を担う精神保健専門職に心を寄せ、あきらめずにかかわり続けたことが高く評価された。一方、こうした被災地福島が抱えている問題の本質を加筆する必要があること、全体的に状況が改善したかのように見える内容であったが、研究参加者が置かれている状況を忠実に記述すること、研究者がとったアクションについて、今後の実践に活かすことを想定し、それぞれのアクションの意図や参加者の反応の意味などを研究方法、研究結果、考察にそれぞれ加筆すること、用語の統一を図ること、重要なカテゴリーの一つに「絶望的な思い」との表現を再考することなどが指摘された。

その後修正を重ね、福島県が経験した本質を加筆することで、その地における心のケアをし続けることの特徴が明確に描出され、研究タイトルにも「福島県で」を加えることとした。結論では、復興の道筋が見えない中での被災者の心のケアを行う専門職とは、「不透明さを感じていることを共有する段階を経て、支援活動のストレングスについて話し合うプロセスをたどると専門職の支援活動に対する認識が肯定的になり、その活動を模索してき

た意味を認識するようになっていくというプロセスをたどっていた」とまとめた。そしてこのように支援活動の言語化を促す活動は、支援者を支援することにつながったとし、特徴を同じくする被災地において、被災者支援を行っている専門職に対しても支援が行われ続ける必要があると提言した。

本研究は自らがその地に赴き、対象者とともにアクションするプロセスも丁寧に記述され、今後の被災地支援に活用できる内容であり、非常に新規性の高い研究であると評価された。以上により、本論文は、本学学位規程第5条に定める博士(看護学)の学位を授与することに値するものであり、申請者は看護学における研究活動を自立して行うことに必要な高度な研究能力と豊かな学識を有すると認め、論文審査ならびに最終試験に合格と判定する。